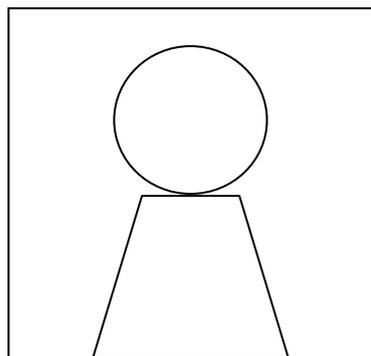


第二次川越市地域福祉計画（原案）

平成22年12月

川 越 市

はじめに



平成23年3月

川越市長 川合善明

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の見直しに向けた基本的な考え方	1
(1)	計画の一体的見直しの背景	1
(2)	計画の一体的見直しの趣旨	2
2	計画の構成	4
(1)	地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プラン	4
(2)	計画の位置づけ	6
3	計画期間	7
4	基礎的単位	7
5	計画の策定体制・方法	7
(1)	計画策定委員会	7
(2)	職員による検討会議	8
(3)	市民参画	8
6	計画の推進・進行管理	11
(1)	各計画の推進	11
(2)	進行管理	12

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	14
2	目指す姿(将来像)	15
3	基本方針	16
4	重点化項目	18
(1)	『自助と共助の活性化』を図るために	19
(2)	『自助・共助と公助との相互連携』を図るために	20
5	施策体系(地域福祉計画)	22

第3章 施策の展開	25
基本方針1	26
基本方針2	30
基本方針3	34
基本方針4	40
基本方針5	44

資料編（関連資料）については、別冊をご覧ください。

第1章 計画の概要

1 計画の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 計画の一体的見直しの背景

平成4年に全国社会福祉協議会から地域福祉活動計画策定に係る手引きが出されたのを受け、川越市社会福祉協議会では平成6年度に地域福祉活動計画を策定し、平成14年度には、10年間を計画期間とする第二次地域福祉活動計画を策定しました。

一方、川越市では、平成12年の社会福祉法の改正により、市町村に地域福祉計画の策定が位置づけられ、平成16年度に埼玉県が地域福祉支援計画を策定したのを受け、平成18年度に、5年間を計画期間とする地域福祉計画を策定しました。

現在、川越市が策定した地域福祉計画と川越市社会福祉協議会が策定した第二次地域福祉活動計画の連携により地域福祉の推進を図っていますが、この2つの計画は「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに一体的に策定をし、相互に補完・補強し合いながら推進を図ることが望ましいとしています。

『地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針』社会福祉法人全国社会福祉協議会策定 より要旨を抜粋

従来、全国社会福祉協議会では、市町村自治体が公的なサービスおよびそれと住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容として策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社協が中心となり住民等による福祉活動および地域福祉計画の実現を支援するための活動を計画化したものを「地域福祉活動計画」とし、住民等による福祉活動自体は地域福祉活動計画に盛り込み、当該福祉活動に対する行政による支援については地域福祉計画に盛り込むよう整理していた。

しかし、平成12年に改正された社会福祉法において市区町村に地域福祉計画の策定が法定化され、その策定過程において住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること＝「住民参加」が強調されたこととならんで、その内容に、地域福祉活動への参加の促進に関する事項が盛り込まれ、策定過程で合意された場合には、住民等による福祉活動自体も市区町村の地域福祉計画に盛り込まれることが想定されている。

したがって、市区町村の地域福祉計画と市区町村社協の地域福祉活動計画において盛り込まれる共通事項が増えることから、計画策定のプロセスおよび地域福祉推進の基本理念等を共有化するなど、地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定が重要となる。

(2) 計画の一体的見直しの趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ地域住民同士の関係が薄れ、相互扶助機能は弱体化し、高齢者や障害のある方などの要援護者は厳しい状況下に置かれています。また、青少年や中年層においても生活不安、ストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりといった問題が生じるなど、市民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

そこで、川越市及び川越市社会福祉協議会では、今まで以上に、より積極的に地域福祉の推進を図るため、平成22年度に川越市地域福祉計画の計画期間が終了となることに伴い、川越市地域福祉計画と川越市社会福祉協議会の第二次地域福祉活動計画を見直し、平成23年度を始期とする第二次川越市地域福祉計画と第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定することとしました。

また、住民にとって最も身近な生活の場である地域において、住民や各種団体、事業者等による支え合い・助け合いの活動の活性化を図るため、基礎的単位*である22の地区社会福祉協議会区域において、第二次川越市地域福祉計画及び第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画と理念を共有する地区別福祉プラン*を策定することとしました。

川越市社会福祉協議会の第二次地域福祉活動計画は平成23年度までを計画期間としていましたが、計画期間を1年繰り上げることとしました。

*基礎的単位・・・7ページの「4 基礎的単位」を参照。

*地区別福祉プラン・・・5ページの「地区別福祉プランとは」を参照。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

〔共有〕

地域福祉推進の理念・方向性
地域の福祉課題・社会資源の状況

地域福祉を積極的に推進するため
両計画を一体的に策定

地域福祉計画

住民参加の取り組み
民間活動の基盤整備
協働の地域づくり

地域福祉活動計画

住民参加

地区別福祉プラン

2 計画の構成

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プラン

障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく輝き、安心して、生きいきと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政との支え合い・助け合いによる地域社会の構築を図る取り組み、それが地域福祉です。

そこで、地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プランの3つの計画を定めることとします。

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条において、市町村に策定が位置づけられている行政計画です。社会福祉法では、地域福祉の推進主体の第一に地域住民を掲げ、その他各種団体の相互連携により推進を図ることとしています。

そこで、第二次川越市地域福祉計画では、市民の方々や各種団体の意見を取り入れ、『市民一人ひとりが取り組むこと』【自助】、『地域で協力して取り組むこと』【共助】、そしてそれを支えるために『行政等が取り組むこと』【公助】として、行動理念（考え方）や代表的な取り組みについて定め、公私の役割や協働のあり方などを示すこととします。（行政等が取り組むことだけでなく、住民や各種団体の役割についても規定するのが地域福祉計画の特徴です。）

なお、地域福祉の充実度については数値等で測定することが困難なため、第二次川越市地域福祉計画では具体的な数値目標は掲げませんが、主体ごとに、15ページの将来像を目指すこととします。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた市町村社会福祉協議会が、住民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的に、地域福祉活動の育成・支援や活動しやすい環境づくりに関する事業活動を定める民間の活動・行動計画です。

第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画では、各事業について、実施主体・協力機関や実施スケジュールを定め、可能な範囲で年度ごとの数値目標を掲げ、第二次川越市地域福祉計画と同様に、15ページに記載する将来像を目指すこととします。

地区別福祉プランとは

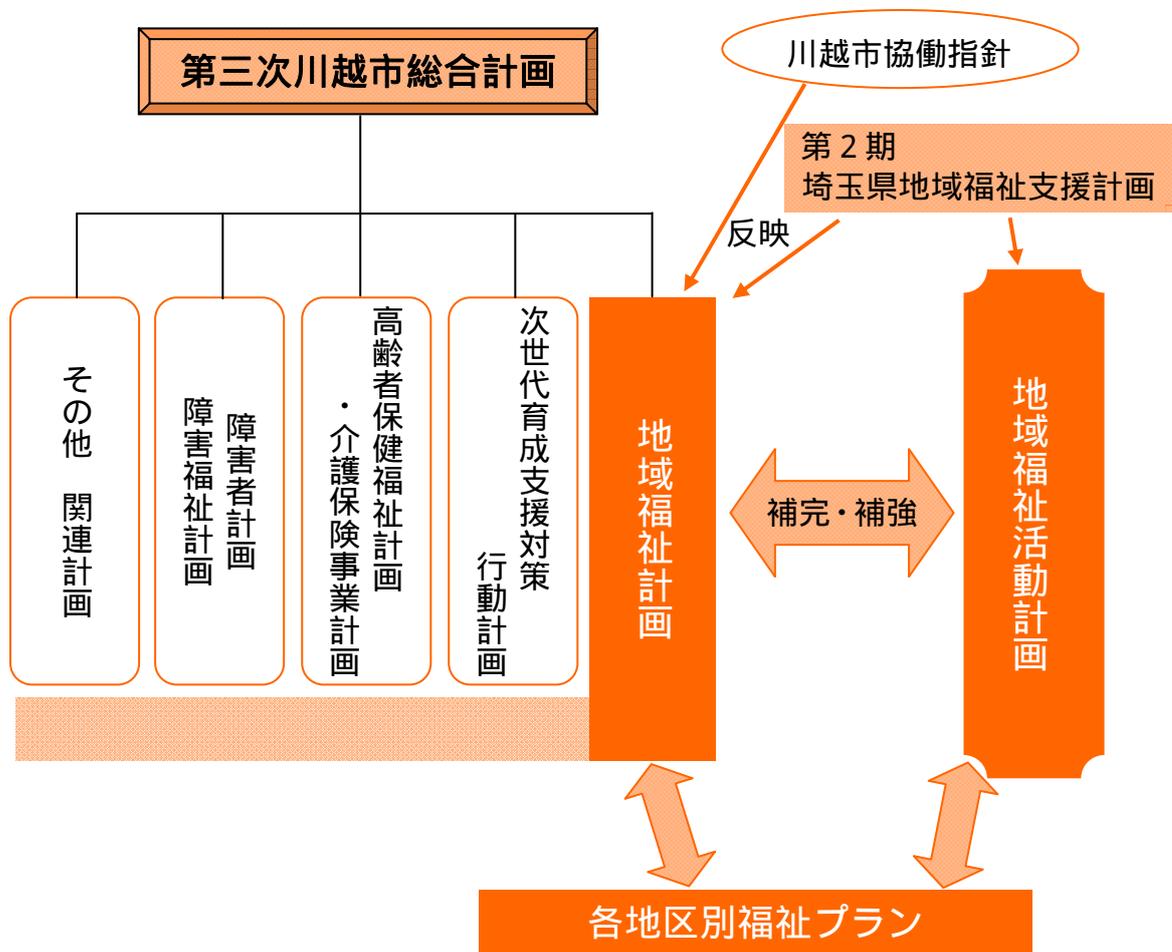
地区別福祉プランは、地域福祉計画及び地域福祉活動計画で基礎的単位と位置づける地区社会福祉協議会の区域ごとに、住民や各種団体による地域福祉推進の方法を具体化するもので、地区における実施計画に値します。

川越市は市域が広く、地区によって町並みに特色があるほか、住民の平均年齢や年齢構成に著しい特徴が見られる地区もあります。また、地区にある公共施設や社会福祉施設などの社会資源や住民の各種取り組みも異なっています。こうした様々な要因によって、地区が抱える福祉課題もそれぞれで異なっています。

地区別福祉プランでは、地区で抱える福祉課題の解決を図ることを目的とする、住民や各種団体、事業者等による支え合い・助け合いの活動を促進するために、地区社会福祉協議会が中心となって地区内での協議・検討を行い、具体的な取り組みや目標を定めることとします。

以下、第二次川越市地域福祉計画は「地域福祉計画」と、第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画は「地域福祉活動計画」と、それぞれ記載します。

(2) 計画の位置づけ



地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた行政計画で、第三次川越市総合計画や関連する「川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画」、「川越市障害者計画」、「川越市次世代育成支援対策行動計画」、「川越みんなの健康プラン」、「川越市生涯学習基本構想・基本計画」などと整合性を図った計画です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、埼玉県が定めた第2期地域福祉支援計画に示された地域福祉の理念を考慮した計画です。

地区別福祉プラン

地区別福祉プランは、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の理念を踏まえ、地区ごとに地域福祉を推進する具体的な方法や目標を定める計画です。

3 計画期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに平成23年度を初年度とし、平成27年度までの5年間を計画期間とします。また、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

地区別福祉プランについては、平成23年度から地区ごとに策定に着手し、策定後から平成27年度までを計画期間とします。

4 基礎的単位

「地域」の概念については、隣り近所から班、自治会、小学校区、広くは市全域まで、人それぞれでとらえ方が異なり、また住民活動も様々な単位で行われています。

そうしたなか、川越市では概ね自治会連合会の支会を単位として、市内全域を網羅するかたちで22の地区社会福祉協議会が設立され、地区の中心となって福祉活動を展開していることから、本計画においては、地区社会福祉協議会区域を『地域福祉推進の基礎的単位』とします。

5 計画の策定体制・方法

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、平成21年度から平成22年度にかけて、計画策定委員会での審議を中心に、市民及び団体等を対象にした基礎調査、地域福祉エリアミーティング(ワークショップ)、パブリックコメントを行うなど、市民参画のもとに策定しました。

(1) 計画策定委員会

川越市では、地域福祉に関する事項を審議するため、学識経験者や各関係機関・団体の代表、一般公募市民の19名で構成する川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置していることから、同専門分科会を地域福祉計画

の策定委員会と位置づけました。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を行うため、川越市社会福祉協議会では、同専門分科会の委員に地域福祉活動推進委員会委員を委嘱し、当委員会を地域福祉活動計画の策定委員会と位置づけました。

そのうえで、両計画の一体的策定に向け、計画策定委員会を合同開催し、計画案策定に向けた審議を行いました。

(2) 職員による検討会議

職員による検討体制として、川越市と川越市社会福祉協議会、それぞれにおいて関係する部署の所属長を中心とした会議と担当職員を中心とした会議を設け、地域福祉推進にあたっての施策や事業の検討を各々で行いました。

(3) 市民参画

市民及び団体等を対象とした基礎調査

【趣旨】

地域の課題や地域活動の状況、市民ニーズを把握し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

【実施時期】

平成21年11月27日(金)～平成21年12月18日(金)

【対象者と回収状況】

市民調査 川越市に居住する18歳以上(平成21年11月1日現在)の1%にあたる方 標本数：2,904名

年齢層7区分(18歳～24歳、25歳～34歳、以後10歳刻み、75歳以上まで)ごとに、人口の1%(男女0.5%ずつ)を各地区同数ずつ無作為抽出

〔回収数〕 1,387票 〔回収率〕 47.8%

団体等調査 地域福祉の推進にあたり重要な役割を担う団体等

標本数：1,741団体等

地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、こども会、老人クラブ、福祉施設、ボランティア団体、NPO法人、障害者団体、子育てサークル等

〔回収数〕 1,416票 〔回収率〕 81.3%

地域福祉エリアミーティング（ワークショップ）

【趣旨】

地区社会福祉協議会や自治会、福祉施設などの関係機関が集まり、地区で抱える課題やその解決方法について協議・検討を行いました。

そこで挙げられた課題や解決方法などを住民意見として、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に反映させ、また、検討結果については、今後の地区別福祉プランの策定につなげることも目的としました。

【開催時期】

第1回目 平成22年6月21日(月)～平成22年7月5日(月)

第2回目 平成22年9月13日(月)～平成22年9月29日(水)

【開催場所】

第1回目 22地区別に6会場（公民館 等）

第2回目 22地区別に7会場（公民館 等）

【対象者と参加者数】

第1回目

〔対象者〕地域福祉の推進にあたり重要な役割を担う団体等

地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア団体、NPO法人 等

〔参加者数〕 延べ419名

第2回目

〔対象者〕第1回目に参加した方

〔参加者数〕 延べ264名

パブリックコメント

【趣旨】

計画原案について幅広く市民の意見を求め、提出された意見を考慮して計画を策定するため、パブリックコメントを実施しました。

【実施時期】

平成22年12月 日()～平成23年1月 日()

【意見の提出者数・意見数】

名 件



川越市マスコットキャラクター
ときも

6 計画の推進・進行管理

(1) 各計画の推進

地域福祉計画、地域福祉活動計画ともに、計画期間は平成23年度からの5年間とし、川越市、川越市社会福祉協議会それぞれにおいて地域福祉関連施策・事業の推進に努めます。

地区別福祉プランは、平成23年度から地区ごとに策定に着手し、5か年の間に22地区すべてにおいて策定され、プランに基づいた活動が展開されるよう、支援していきます。

地区別福祉プランの作成手順

地区別福祉プランの作成にあたっては、地区社会福祉協議会が中心となり、地区の住民や各種団体、福祉事業者等を交え、次のような検討作業を進めることを提案します。

- (1) 課題の抽出、解決策の検討（資料編 「3 地区別資料」参照）
 - ・ 地域で抱える福祉課題を抽出する
 - ・ 課題を解決するために地域でできること（解決策）を検討する
 - ・ 解決策の実施に向け、必要なモノ（人、物、資金等）とそれを用意する方法を検討する
- (2) 計画の作成
 - ・ 解決策の実施に向け、各種団体の役割を決める
 - ・ 解決策の実施スケジュールや目標を決める
 - ・ 決定した事項を地区別福祉プランとして取りまとめる

地区別福祉プランに盛り込む事項（例）

- (1) 解決すべき福祉課題の内容
- (2) 解決策の内容（誰がどのような活動を展開するか、必要となる資金をどのように確保するか など）
- (3) 解決策の実施スケジュールと目標（活動をいつから始め、何回やるか など）

(2) 進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定委員会の役割を担った川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を地域福祉推進委員会として位置づけます。

川越市及び川越市社会福祉協議会は、毎年、両計画の進行管理を行うとともに、地域福祉推進委員会に進行状況を報告することとします。

地域福祉推進委員会では、川越市及び川越市社会福祉協議会からの報告を受け、両計画の年次評価を行うとともに、平成25年度終了後には、それまでの進行状況や社会福祉をめぐる動向などを総合し、次期計画の策定に向けての中間評価を行うこととします。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理

川越市は、地域福祉計画で『行政等が取り組むこと』【公助】として掲げた施策について、代表的な事業の実施状況などから進行状況の点検をすることとします。

また、川越市社会福祉協議会は、地域福祉活動計画に位置づけた事業の実施状況や目標の達成状況を点検することとします。

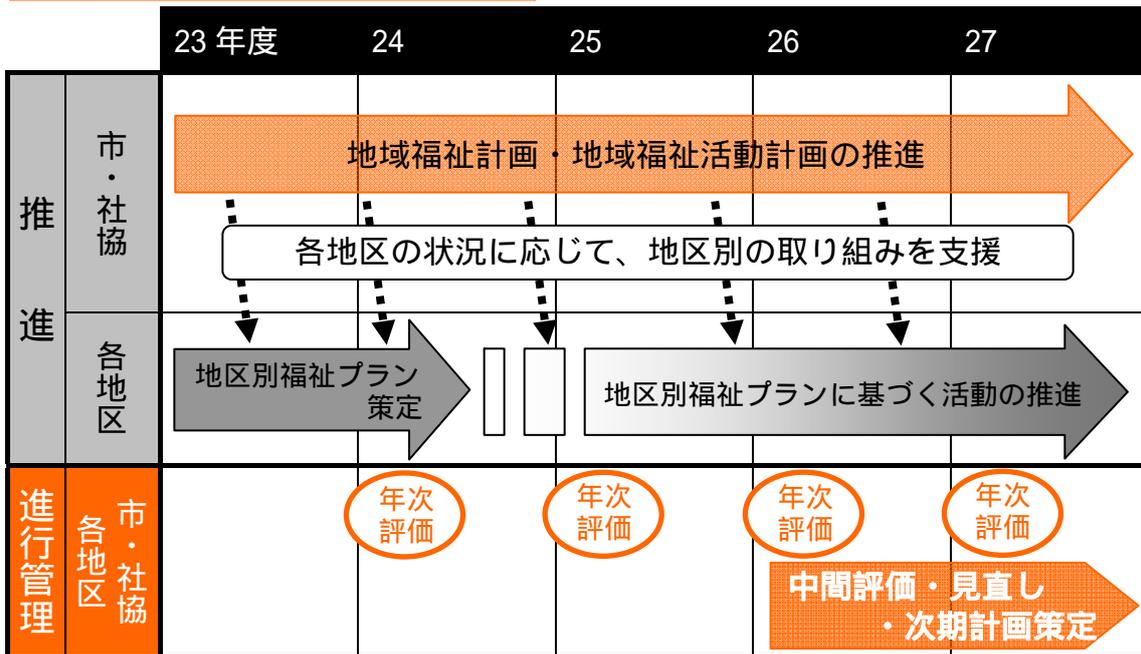
そのうえで、川越市と川越市社会福祉協議会では、地区別福祉プランの進行状況もふまえて、『市民一人ひとりが取り組むこと』【自助】、『地域で協力して取り組むこと』【共助】の進行状況を把握し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理を行います。

地区別福祉プランの進行管理

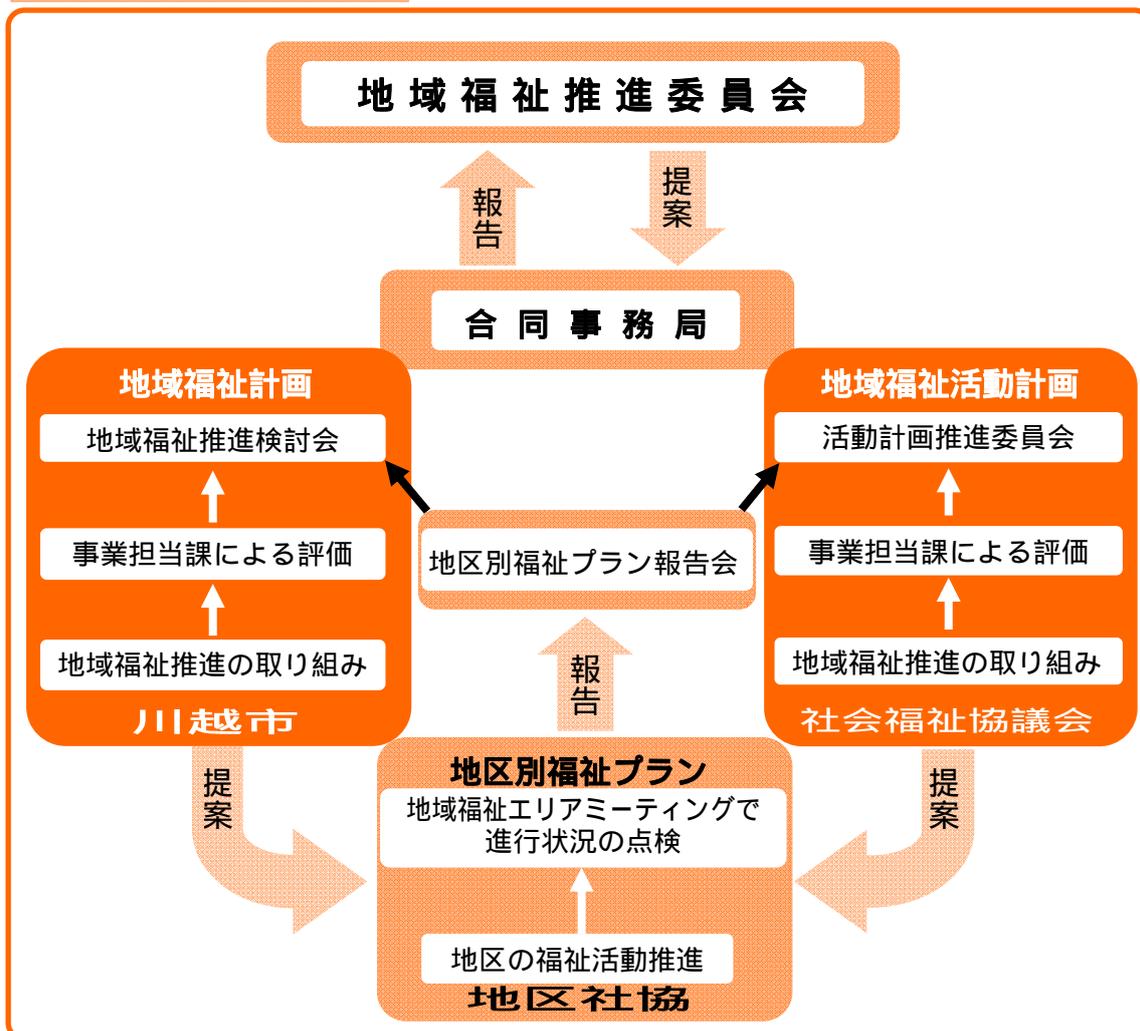
各地区は、地域福祉エリアミーティングを開催し、年度末における地区別福祉プランの進行状況を点検し、その内容を川越市が設定する場において報告することとします。

なお、地区別福祉プランが未策定の地区については、策定に向けた取り組み状況を報告することとします。

計画の推進と進行管理の流れ



計画の進行管理体制



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ地域住民同士の関係は薄れ、相互扶助機能が弱体化し、高齢者や障害のある方などの要介護者は厳しい状況下に置かれています。また、青少年や中年層においても生活不安、ストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりといった問題が生じるなど、市民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

そこで、川越市及び川越市社会福祉協議会では、相互に補完・補強し合いながら地域福祉の推進を図っていくため、『みんなでつくる ふれあい 支え合いのまち 川越』を基本理念とする地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

みんなでつくる ふれあい 支え合いのまち 川越



2 目指す姿（将来像）

基本理念を達成するために、地域福祉の推進を担う各主体の目指す姿（将来像）を掲げます。

市民一人ひとり

近隣住民との交流を図り、協力し合える関係を構築する。
地区で抱える福祉課題の解決に向けた活動に、積極的に参加する。

地区社会福祉協議会、自治会などの地域組織や民生委員児童委員

地区社会福祉協議会は、地区別福祉プランの策定・推進を通じて、地区においてリーダーシップを発揮する。

地区で行う事業のうち可能な事業については機能的組織の協力を仰ぐなど、地区にある組織・団体との協働を推進する。

地区社会福祉協議会や自治会などにおいては、役員負担の分散・軽減化を図るとともに、各団体の存在意義を高める事業を展開し、加入率や活動参加率を高める。

民生委員児童委員は、可能な範囲で住民の協力を仰ぐなど、住民の力を活用しながら、地区のニーズに即した活動を展開する。

社会福祉事業者、NPO法人、ボランティア団体などの機能的組織

地区で行われている活動に参加したり、地区住民を自らの活動に受け入れたりし、地域組織との協働を推進する。

機能的組織同士の協働を推進する。

川越市、川越市社会福祉協議会

福祉課題を抱える市民に対し、関係する部署・機関が連携して対応にあたれるよう、横の連携を強化する。

コミュニティソーシャルワーカー^{*}を活用し、地域福祉サポートシステム^{*}を構築し、共助と公助の連携による最適な支援が提供できる環境を整備する。

^{*} コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉サポートシステム・・・21ページの枠内を参照。

3 基本方針

地域福祉の推進主体それぞれが持てる力を最大限に発揮し、連携・協働して地域福祉の推進が図れるよう、5つの基本方針を設けます。

基本方針1 地域福祉の意識づくり

～地域福祉を身近なものとするために

心

ともに支え合い、助け合うまちをつくるため、一人ひとりが地域福祉についての理解を深めましょう。

基本方針2 地域福祉を担うひとづくり

～地域における“助け合い”を広めるために

人

地域において助け合いを広めるため、一人ひとりが地域活動や福祉活動に参加し、みんなで協力して地域福祉を担っていきましょう。

基本方針3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみづくり

～思いやりのある地域コミュニティの復活のために

支

思いやりのあふれる温かい地域の構築を目指し、ふれあい・支え合い・助け合いのしくみをつくりましょう。

基本方針4 地域のネットワークづくり

～地域全体で支える福祉の実現のために

絆

地域全体で、ともに支え合い、助け合う福祉のまちを実現するため、地域におけるネットワークを構築しましょう。

基本方針5 安心して生活できる地域づくり

～地域の中で、その人らしく安心して暮らせるために

安

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、みんなで協力して地域づくりを進めましょう。



住み慣れたまちで、

安心して暮らすことができる幸せ

人と人々が **支**え合い

助け合うことで広がる **心**の**絆**

そんなまち **川越**を

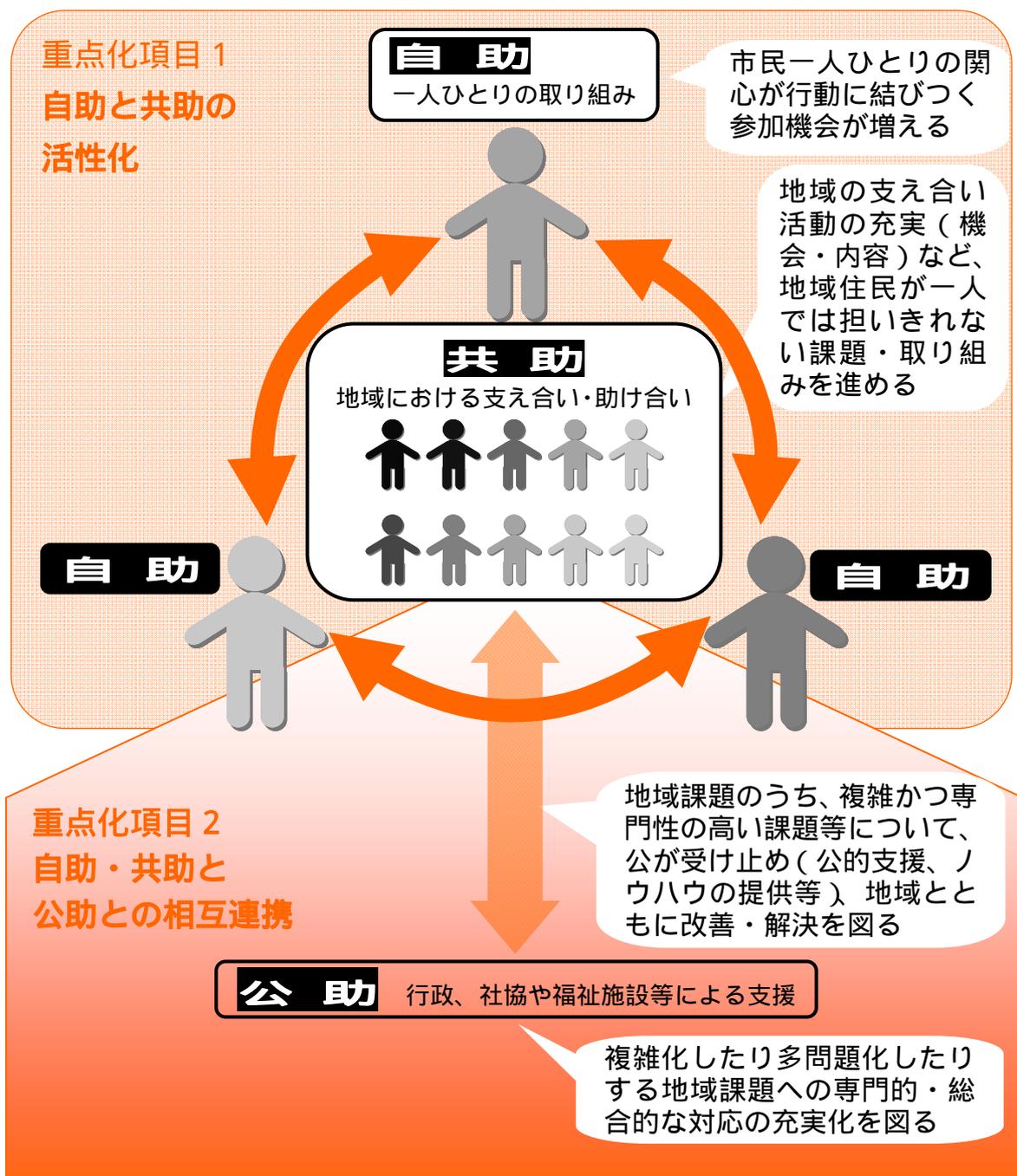
みんなで作っていきましょう！！



4 重点化項目

計画策定時における川越市の状況をみると、市民一人ひとりや地域の取り組みをさらに活性化するとともに、個人や地域で解決できないことについては、公的機関が支え、地域とともに解決が図れるようにする必要があります。

そこで、こうした点をふまえ、『自助と共助の活性化』と『自助・共助と公助との相互連携』の2つを重点化項目として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。



(1) 『自助と共助の活性化』を図るために

市民が抱える福祉課題の中には、公的サービスで解決できない問題や多分野にわたる課題、地区特有の課題など、地域において住民や団体・組織等が連携し支え合い、助け合うこと（共助）によって解決できる問題や解決すべき問題、解決に導ける問題といったものが数多くあります。

そこで、地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア、NPO法人などの関係機関や住民が課題を共有し、それを解決する自助・共助の取り組みを地区が一体となって進められるよう、地区社会福祉協議会を中心に、地区における実施計画（地区別福祉プラン）の策定・推進を図ります。

この地区別福祉プランの策定及び推進にあたっては、関係機関や住民が常に現状認識をし、新たな解決方策やそれぞれの役割分担の見直しのため、地域福祉エリアミーティングを継続開催していく必要があります。こうした積み重ねにより、地区内のネットワークが確立され、様々な課題に対して関係機関が連携して効率的に対処できる土壌が整備されるなど、自助と共助の活性化が期待できます。



(2) 『自助・共助と公助との相互連携』を図るために

市民が抱える福祉課題は多様化しており、個人や地域の支援組織がどこに相談すべきか分からないような問題が内在化しています。また、課題の中には、複雑化したり多問題化したりし、自助や共助だけでは解決できないような問題もあります。

そこで、このような問題を川越市や川越市社会福祉協議会が受け止め迅速に対応するため、福祉課題を抱える市民が気軽に相談することができる、福祉分野の一次相談窓口の設置を進めます。また、市民の抱える課題について地区の支援者や社会福祉事業者、川越市、川越市社会福祉協議会等が対応方を協議する生活支援会議を開催したり、相談支援に応じたりできるよう、コミュニティソーシャルワーカーを活用し、地域福祉サポートシステムの構築を図ります。

福祉分野の一次相談窓口の設置及び地域福祉サポートシステムの構築により、適切な公的サービスへのつなぎや自助・共助と公助の組み合わせによる最適な支援の提供といった自助・共助と公助との相互連携の推進が期待できます。

福祉分野の一次相談窓口とは・・・

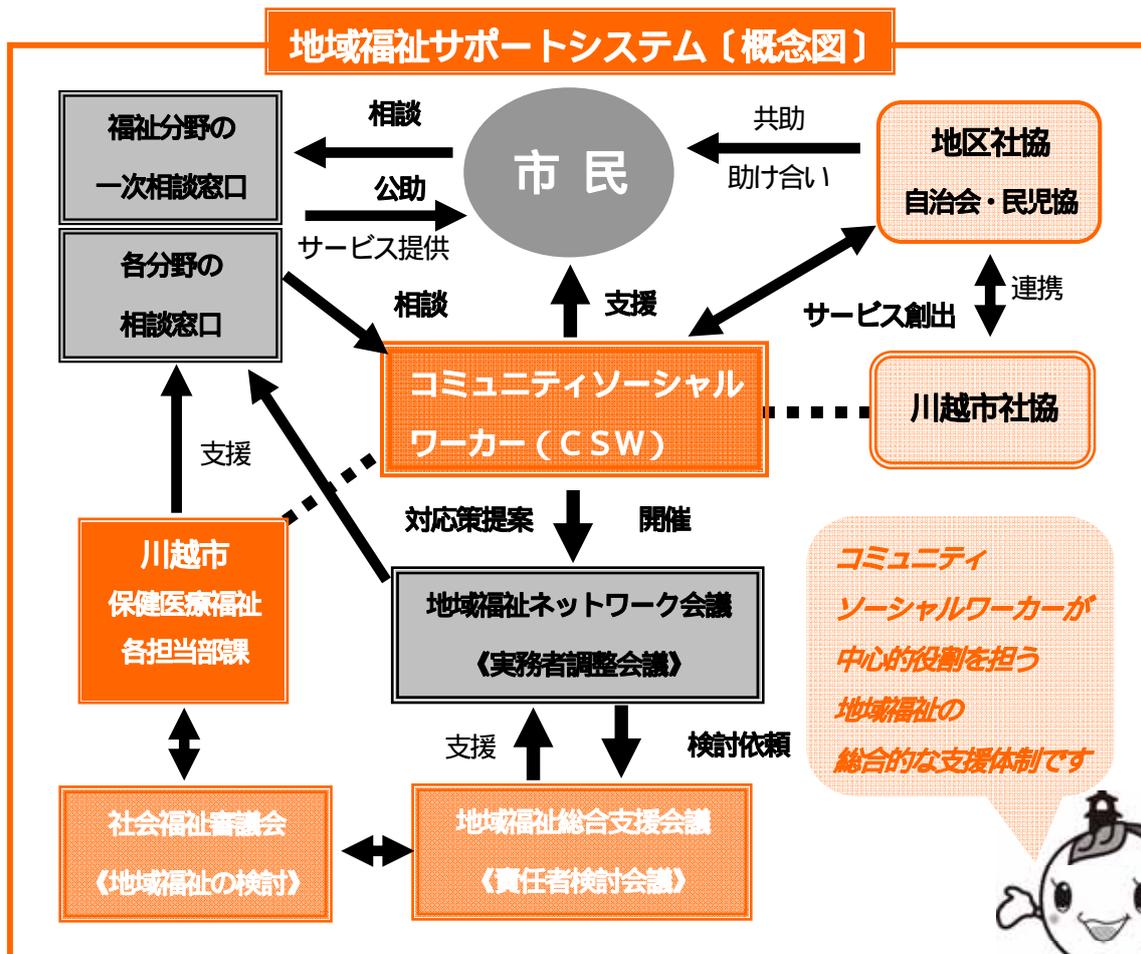
相談内容に応じて適切な窓口につなぐとともに、複数の担当部署が対応する必要がある案件については各担当同士の間連携促進を図ることを目的とする福祉問題の一次受付窓口です。

地域福祉サポートシステムとは・・・

要支援者の生活を、「周囲による手助け」と「公的な福祉サービス」との組み合わせにより支援することを目的に、地区の支援者（住民や自治会、民生委員児童委員など）、社会福祉事業者、市・社会福祉協議会等の関係者が協議するなど、地区【自助・共助】と市・社会福祉協議会【公助】をつなぐ新たな仕組みです。

コミュニティソーシャルワーカーとは・・・

福祉問題の相談に対応して、要支援者の抱える問題を分析して原因の所在を明らかにし、必要なサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法を用いながら、生活環境の調整、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築など、地域の中で要支援者の自立生活を支えるためのトータルケア全体の取り組みを中心となって行う者です。



地域福祉サポートシステムの支援体制

相談：市民が生活や介護等に関する困りごとを相談する。

公助：公的なサービスへつなぐことで解決できる場合は、公的サービスを提供する。

相談：既存の公的なサービスで解決できない場合は、コミュニティソーシャルワーカー（以降「CSW」と略す）へ相談する。

開催：CSWは、要支援者の問題を分析し、問題解決に向けた地域福祉ネットワーク会議（関係機関の専門職で構成）を開催し、支援策を検討する。

対応策提案：検討結果により利用可能なサービスの組み合わせ等で解決策を提案する。

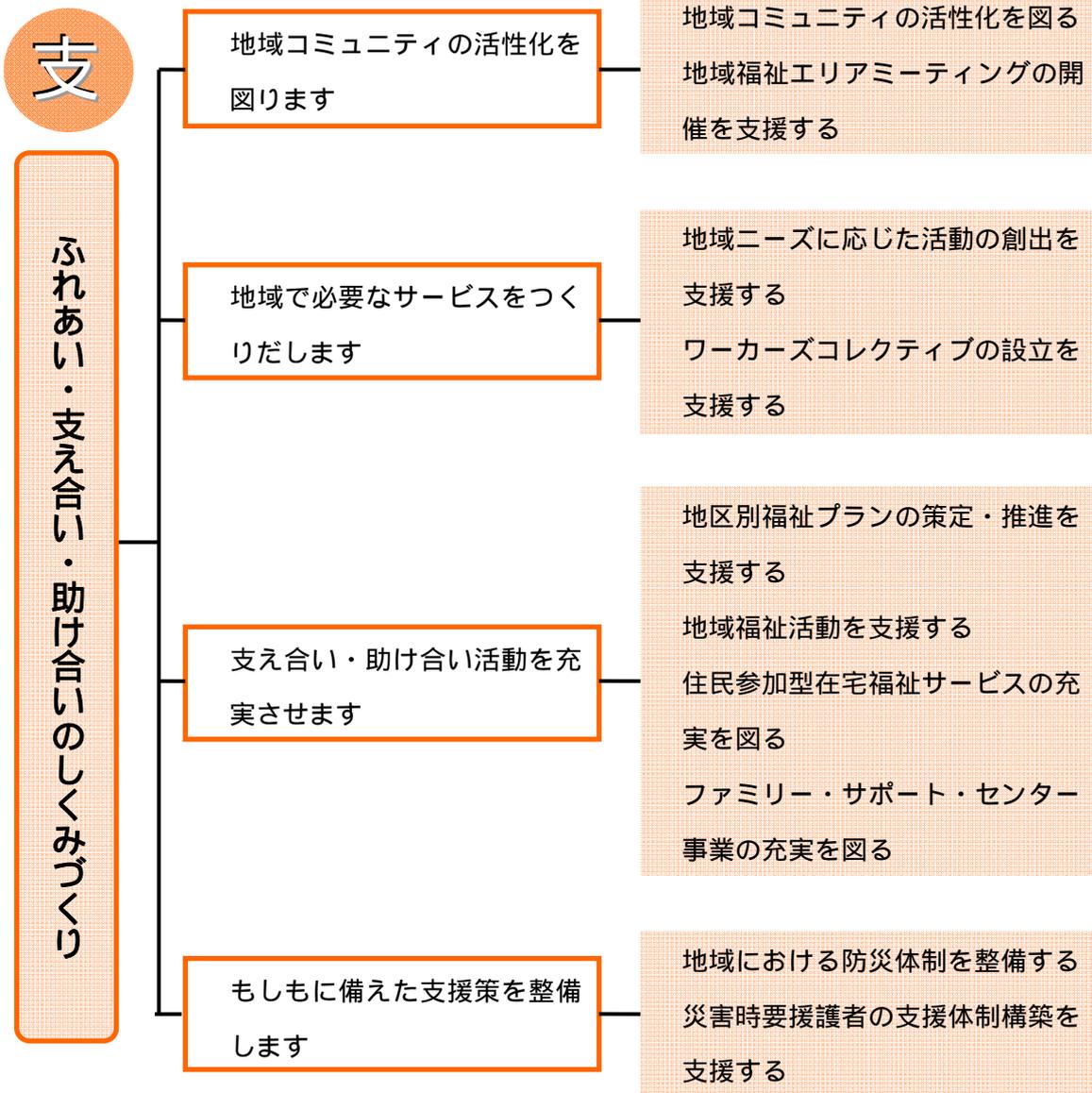
サービス創出：既存のサービスでは対応できない問題は、CSWが地域住民活動の組織化を支援するなどの働きかけにより、新たなサービスを創り対応を図る。

検討依頼：問題が複雑で解決困難な事例については、行政機関等の責任者で構成する地域福祉総合支援会議で検討し、特別な支援体制を組むなどの調整を行なう。

以上のように地域の問題解決を図るための「地域福祉の総合的な支援体制」を構築する。

5 施策体系（地域福祉計画）





基本方針

施策の方向性 施策設定の考え方

施策 取り組み内容

絆

地域のネットワークづくり

活動主体同士の交流促進を図ります

地域組織と機能的組織の交流を促進する

関係機関の連携促進を図ります

活動主体間の連携促進を図る
行政組織の連携促進を図る

ネットワークの地盤をつくり
ます

各地区におけるネットワークを構築する

安

安心して生活できる地域づくり

安心生活に必要なサービスを確保
します

各福祉分野においてサービス量を確保する
健康づくりを促進する
生涯学習の充実を図る

地域で誰もが気軽に相談できる体制を整備
します

市の相談支援体制を整備する
地域における相談支援体制を整備する

安心生活を支えるシステムを整備
します

福祉サービス利用者の権利擁護を推進する
地域福祉サポートシステムを構築する

誰もが安心して暮らせるまちをつくり
ます

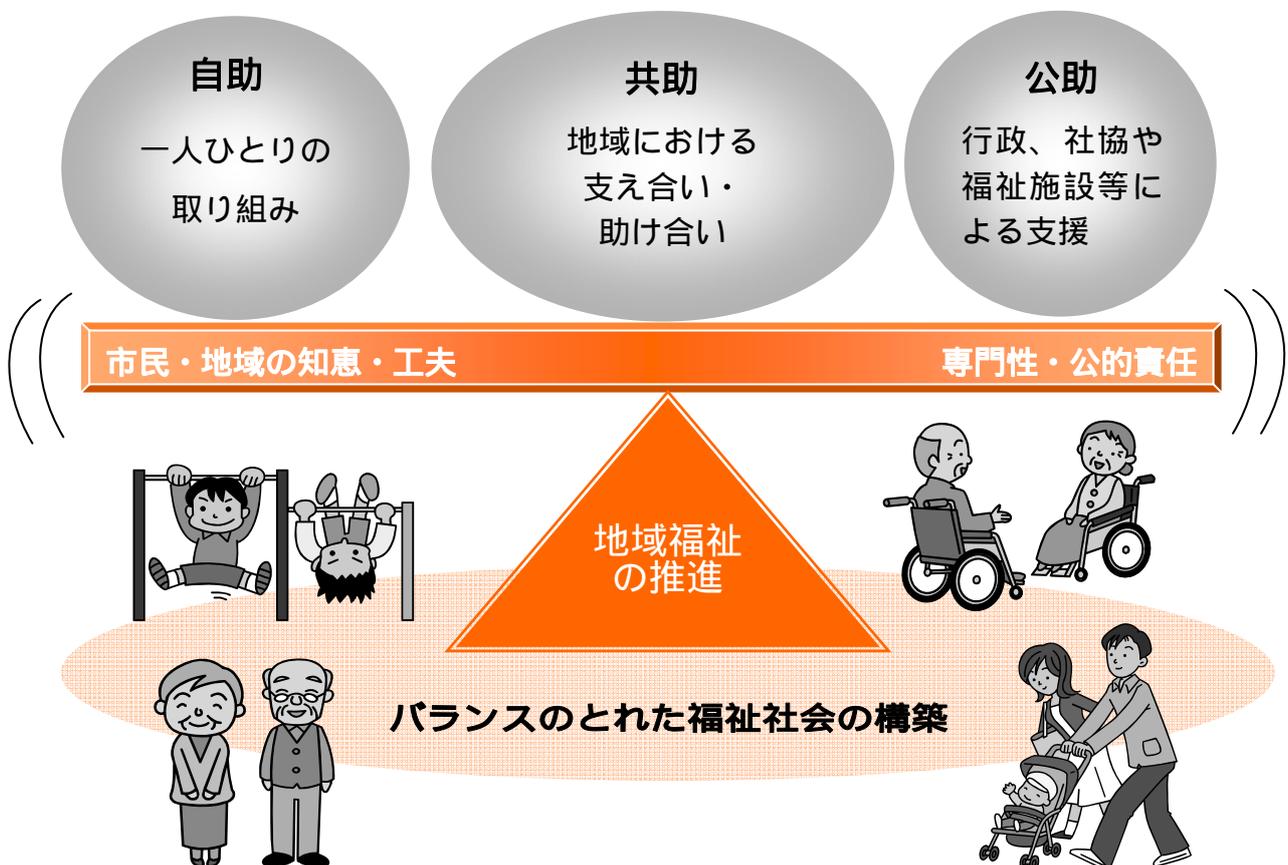
バリアフリーのまちづくりを推進する
障害のある人や高齢者に対する理解促進を図る

第3章 施策の展開

『地域福祉』という言葉の意味する範囲・内容は幅広く、市民一人ひとりが意識して取り組むこと【自助】から、地域での協力やつながりが必要なこと【共助】、さらには法律や制度に基づき行政等が取り組むこと【公助】まで、様々です。

誰にとっても暮らしやすいまちを実現するためには、自助・共助・公助それぞれが関係し合って、協働で地域づくりを進めていく必要があります。

そこで、自助・共助・公助が偏ることなくバランスを保ちながら地域福祉の推進を図るため、基本方針ごとに、「市民一人ひとりが取り組むこと【自助】」、「地域で協力して取り組むこと【共助】」、「行政等が取り組むこと【公助】」を示します。



基本方針 1 地域福祉の意識づくり

～地域福祉を身近なものとするために



ともに支え合い、助け合うまちをつくるため、一人ひとりが地域福祉についての理解を深めましょう。

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもりなど、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的な福祉サービスだけで解決することは難しくなっています。そこで、地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近で発生していることとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

そのため、地域での支え合いや助け合いを進める「地域福祉」の考えを浸透させることが重要です。

市民一人ひとりが取り組むこと

『地域福祉』への理解、そして参加へ

近所に住んでいる人のこと（年代、性別など）を把握しましょう。

一人ひとりが「向こう三軒両隣り」の方と挨拶を交わすようになれば、「誰もが顔見知り」の地域になります。

自分の身の回り的人（家族、近所）がどのようなことに困っているか、把握しましょう。

困っている人に対し、「自分は何ができるか」を考え、それを少しずつ実行していきましょう。

アンケート結果によると、【図1】のように「困っている近所の人に対し、様々な手助けができる」と回答されていますが、【図2】のようにそれを実行している人は少ないようです。ぜひ少しずつでも実行していきましょう。

自分の住む地域で、どのような問題が起こっているか、常に考えましょう。

地域で行われている活動に、積極的に参加しましょう。

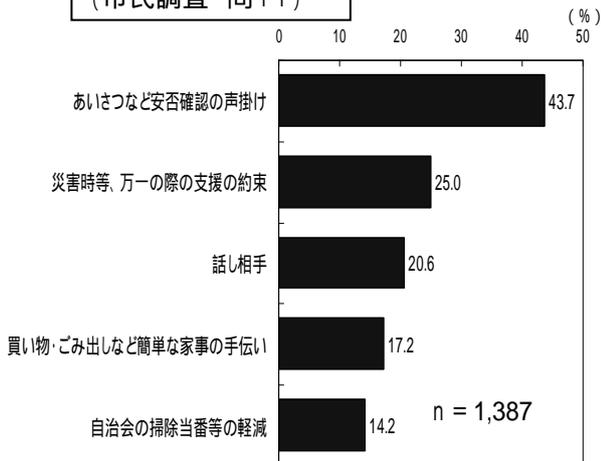
人は誰でも、「他人のことを思いやる」という福祉の心を持っています。福祉に関する講演会や催し、イベントなどを利用し、一人ひとりが自らの福祉の心を育んでいきましょう。

地域で協力して取り組むこと

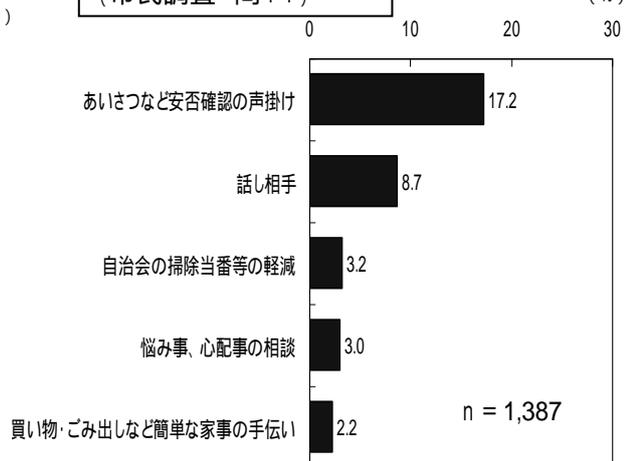
みんなで助け合い、支え合う

挨拶や声掛けを通じ、「誰もが顔見知り」の地域にしていきたいと思います。
<p>仲間に溶け込めない人や引きこもってしまう人をなくしましょう。</p> <p>特に、転入してきたばかりの人や外国人などは、地域生活に不安を抱えています。早く地域に馴染めるように、積極的に挨拶や声掛けをしていきたいと思います。</p>
地域の人がどのようなことに困っているか、把握しましょう。
地域で起こっている問題を広くお知らせし、みなさんに問題意識を持ってもらうようにしましょう。
<p>地域で行われている行事や活動を広くお知らせし、地域のみなさんに知ってもらい、参加を促しましょう。</p> <p>行事や活動に参加する人が増えるよう、新たに参加する人が加わりやすい環境を整えることが大切です。(まずは楽しいと感じてもらえるように、活動内容などを工夫しましょう。)</p>
<p>地域全体で「お互いさま」の意識を醸成していきたいと思います。</p> <p>支え合い・助け合いを進めるうえで、支援を受けた方は支援をしてくれた方に対し、「ありがとう」(感謝の気持ち)を示すことが大切です。</p>

【図1】できる手助け
(市民調査 問11)



【図2】行っている手助け
(市民調査 問11)



地域福祉エリアミーティングでの意見から・・・

私の地区では、なるべく多くの人に地域の活動に参加してもらいたいという思いから、様々なイベントを実施しています。地域の方に興味を持って参加してもらえるように、これからもいろいろな取り組みを検討していかなければいけないと思っています。そのためにも、もっといろいろな機関と協力して、広く呼びかける工夫をしていきたいです。

行政等が取り組むこと

(1) 福祉意識を高めるための情報提供を行います

地域福祉の周知を図る

市民の方々に、“地域における支え合い・助け合いを進める”という『地域福祉』の考えの浸透を図るため、広報、パンフレット、冊子等の印刷物の配布による情報提供のほか、市のホームページを活用した情報提供の充実を図ります。また、印刷物等を公民館などの地域の拠点施設に常備するなどし、市民の方々の福祉意識の向上に努めます。

代表的な事業等〔担当課〕
川越市地域福祉計画の周知〔福祉推進課〕
市ホームページ「地域福祉」の充実〔福祉推進課〕

(2) 福祉の心を育みます

学校における福祉教育の充実を図る

これからは、ますます地域福祉の重要性が高まると考えられます。将来を担う子どもたちには、家庭生活や地域社会の中だけでなく、学校教育においても意識的に福祉に触れる時間を設ける必要があります。

そこで、児童生徒の福祉の心を育てるため、川越市社会福祉協議会や関係諸団体と連携を図り、「総合的な学習の時間」を中心に、学校において高齢者等とふれあう機会を設けたり、福祉施設への訪問活動やボランティア活動などの体験活動の導入を働きかけたりするなど、学校における福祉教育の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
学校における福祉教育の充実〔教育指導課〕

参加型啓発事業の充実を図る

市民の方々に『地域福祉』の考えの浸透を図るためには、様々な形態で福祉に触れる機会を設ける必要もあります。

そこで、地域福祉の考えを市民に伝えるため、講演会や催しを開催します。また、多くの市民が福祉の心を育めるよう、気軽に参加することができるイベントなどの参加型啓発事業の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
川越市障害者スポーツ大会の充実〔障害者福祉課〕
ふれあい福祉まつりの充実〔川越市社会福祉協議会〕

（３）地域福祉活動に参加する機会をつくります

地域福祉活動に関する情報提供の充実を図る

市民一人ひとりが育んだ福祉の心を地域福祉活動の実践へと結び付けていくためには、実際に行われている活動を参考に、「自分にできることは何か」について考えてもらうなど、地域福祉活動への参加に向けたきっかけをつくるのが大切です。

そこで、身近な地域で行われている活動や先進的な活動事例についての情報提供の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
各地区の地域福祉活動情報を市ホームページや公民館等の拠点で発信 〔福祉推進課〕

地域福祉活動実践のための相談窓口を設置する

市民の方々が新たにグループなどを構成し、地域福祉活動に取り組もうとする際には、ノウハウ等が必要になることが想定されます。

そこで、より多くの市民、グループ、団体等が地域福祉活動に取り組んでいけるよう、実践にあたっての相談窓口を設置します。

代表的な事業等〔担当課〕
地域福祉活動実践のための相談窓口の設置〔福祉推進課〕

基本方針2 地域福祉を担うひとづくり



～地域における“助け合い”を広めるために
地域において助け合いを広めるため、一人ひとりが地域活動や福祉活動に参加し、みんなで協力して地域福祉を担っていきましょう。

地域での支え合いや助け合いを進めていく「地域福祉」は、地区社会福祉協議会や自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などといった機能的組織の役割も重要で、様々な単位や組織において、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。

さらには、こうした組織において指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

市民一人ひとりが取り組むこと

一人ひとりの社会貢献の気持ち、実行へ

自分の住む地域で、どのようなボランティア活動が行われているか、把握しましょう。

川越市社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置しており、ホームページや通信誌（ボランティアセンターや市の施設に置いてあります。）に、ボランティアの紹介や募集記事を掲載しています。また、ここに掲載されていなくても、地域では様々な活動が行われています。

ボランティア活動を体験してみましょう。

ボランティアセンターでは、毎年、小中学校の夏休み期間中に、様々なボランティア活動を体験できる『ボランティア体験プログラム』を実施しています。内容によっては小学4年生から参加できます。

自分にあったボランティア活動を探し、参加しましょう。

アンケート結果によると、【図3】のように活動に参加経験のある方は少ないようですが、【図4】のように「活動してみたい」という気持ちのある方が6割となっています。一人では参加しづらいようでしたら、お友達と一緒に参加してみたいはいかがでしょうか。ボランティアに関するご相談は、ボランティアセンターなどで受け付けています。

地域で協力して取り組むこと

地域と共生するボランティア活動へ

ボランティア団体は、自分たちの活動のことを広くお知らせし、地域のみなさんに知ってもらいましょう。また、自治会等は地域で行われているボランティア活動のお知らせに協力するようにしましょう。

ボランティア団体は、自分たちの活動のことを知らせる手段をあまり持っていません。自治会の掲示板や回覧板の使用を認めるなど、可能な範囲で協力するようにしましょう。

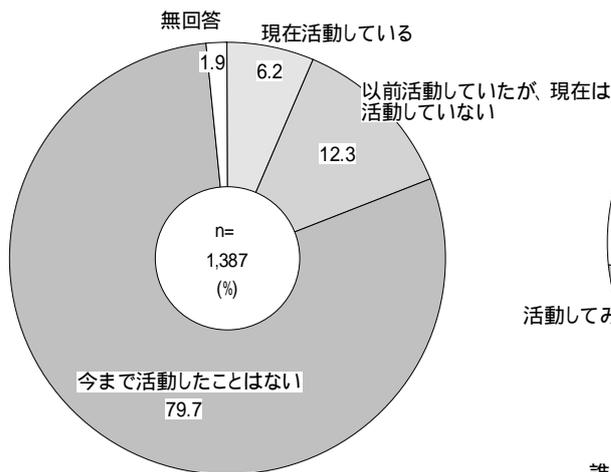
市や川越市社会福祉協議会でもボランティア活動の情報提供を行っていますので、積極的に活用してください。

ボランティア団体は、興味のある方に活動を体験してもらうなどし、積極的に新規加入者を受け入れるようにしましょう。

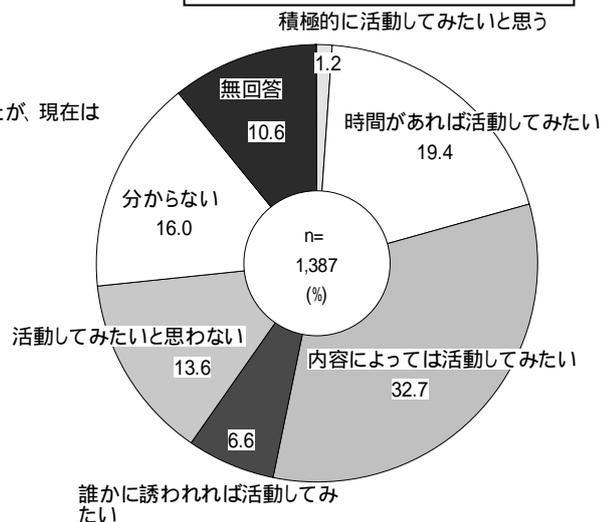
限られた人数で行っているボランティア活動も、人数が増えることによって可能性が広がっていきます。また、若い世代を受け入れることによって、担い手の高齢化や後継者不足の解消につながりますし、何より活動の活性化が期待できます。

ボランティア活動を継続させるためには、団体をまとめるリーダーやキーパーソンの育成も重要です。みんなで協力して盛り立てていくようにしましょう。

【図3】市民団体での活動経験
(市民調査 問 12)



【図4】市民団体での活動意向
(市民調査 問 15)



地域福祉エリアミーティングでの意見から・・・

私たちのボランティア団体は、かなり以前からメンバーが替わっておらず、徐々に高齢化してきてしまっています。いつまでこの活動を続けられるか、不安に思うこともあります。若い世代の方たちに加わっていただきたいのですが、団体のことがあまり知られていないようなので、ぜひ多くの方に知ってもらえるよう努力したいと思います。

行政等が取り組むこと

(1) 地域福祉の担い手を生み出します

ボランティア体験の機会を増やす

多くの市民の方にボランティア活動に参加してもらうためには、ボランティア活動の内容を知ってもらうとともに、それを実際に体験してもらうことも重要です。

そこで、ボランティア活動に興味のある方や新しい活動の場を探している方を対象に、様々なボランティア活動を体験する機会の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕

「ボランティア体験プログラム」の充実〔川越市社会福祉協議会〕

実践を意識した福祉講座の充実を図る

地域福祉の推進にあたり、様々な内容の地域福祉活動が立ち上がるのに相まって、地域福祉を担う人も様々な方が必要となっており、なかには専門的な知識や技能を持った方が必要となることもあります。

そこで、福祉に関する正しい知識の普及や専門的な知識や技能を持つ方の養成をおこなうため、活動の実践を意識した福祉講座の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕

認知症サポーター養成講座の充実〔高齢者いきがい課〕

各種ボランティア養成講座の充実〔各公民館・川越市社会福祉協議会〕

(2) 地域福祉を推進する積極的な活動者を育てます

キーパーソンを育成する

地域福祉活動を充実させ、それらを継続させるためには、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う方の育成も大変重要な課題です。

そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕

民生委員児童委員研修会の充実〔福祉推進課〕

コミュニティソーシャルワーカーの育成 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕
--

(3) 地域福祉活動のしやすい環境を整え、ボランティア活動を促進します

ボランティアコーディネート機能の充実を図る

“ボランティア活動をしたい方”と“支援を必要とする場所や人”の希望が適切に組み合わせられれば、ボランティアの力を最大限に生かすことができます。

そこで、“ボランティア活動をしたい方”を“支援を必要とする場所や人”にスムーズにつなぐため、川越市社会福祉協議会ボランティアセンターにおける相談窓口やコーディネート機能の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
川越市社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業への支援 〔福祉推進課〕
川越市社会福祉協議会ボランティアセンターの充実 〔川越市社会福祉協議会〕

ボランティア活動に関する情報提供の充実を図る

ボランティア活動の活性化にあたっては、誰がどのようなボランティア活動を行っているか、誰がどのような支援を必要としているか、といった情報が大変重要です。

そこで、市民の方々の「困っている人の力になりたい」という思いやりの心を活動の実践につなげるため、身近な場所・方法でボランティア活動に関する情報が得られる環境を整備します。

代表的な事業等〔担当課〕
ボランティア活動に関する情報提供の充実 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

基本方針3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみづくり

～思いやりのある地域コミュニティの復活のために



思いやりのあるあふれる温かい地域の構築を目指し、ふれあい・支え合い・助け合いのしくみをつくりましょう。

地域社会には、既存の福祉制度では対象とならない問題や複合化した問題など、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない課題が数多くあります。こうした課題に対しては、地域社会で協力し、ふれあい・支え合い・助け合いの相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）で対応していく必要があります。

人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にされた相互援助活動や住民活動の活性化を図ることによって、思いやりのある地域コミュニティを復活させることができると期待しています。

市民一人ひとりが取り組むこと

みんなでつくる、地域コミュニティ

回覧板に目を通すなどし、自治会や老人クラブ、育成会など、地域の団体が行っている活動を把握しましょう。

地域の自治会や老人クラブ、育成会などの活動に協力し、参加しましょう。

アンケート結果によると、【図5】のように地域社会には様々な役割が期待されていますが、一方で【図6】のように地域の活動に参加していない方も多いような状況です。自治会などの地域活動は、「誰かに任せる」という姿勢では結局「誰もやらない」ということになってしまいます。一人ひとりが少しずつ協力し、「みんなで担う」ことによって、地域社会の機能を高め、温かく住みやすいまちをつくっていきましょう。

各地区で構築を進めている「災害時要援護者の支援策」に、積極的に協力しましょう。

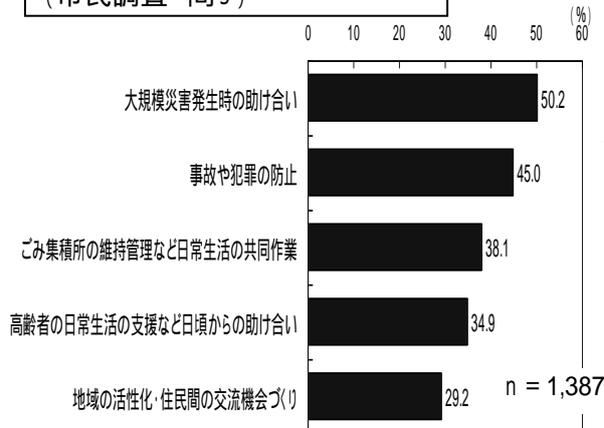
大規模地震のあった神戸や新潟などの例を見ると、災害発生時には地域の支援体制が構築されている所ほど、死亡者が少なかったという結果が出ています。一人で避難することが難しい方は「要援護者」として、それ以外の方は「支援者」として、それぞれ支援組織に登録し、みんなで協力して災害に強いまちをつくっていきましょう。

地域で協力して取り組むこと

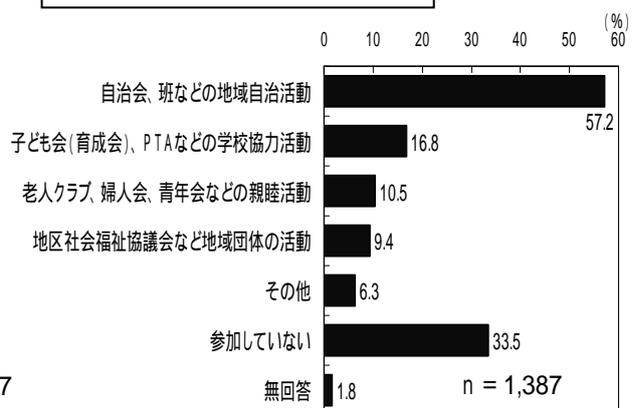
住民・各種団体の協力で、地域づくりを

<p>自治会や老人クラブ、育成会などの地域組織が行っている活動を広くお知らせし、地域みなさんに知ってもらい、参加を促しましょう。</p>
<p>地域組織は、地域みなさんで構成する組織です。役員だけに役割を押し付けるのではなく、地域みなさんで協力して役割分担をしましょう。</p> <p>役員の負担が大きいがために、活動が活性化しない、会長職の後継者が見つからない、という地域組織があるようです。みなさんが住む地域のための組織ですので、協力して盛り立てていきましょう。</p>
<p>地域で孤立してしまう方をなくすため、地域みなさんで協力し合い、見守りや声掛けを行きましょう。</p>
<p>地域組織や地域にある社会福祉施設、NPO法人、民間企業等が協力して地域づくりが行えるよう、定期的に話し合いや情報交換を行う地域福祉エリアミーティングを開催しましょう。</p>
<p>地域における生活課題等をみんなで協力して解決していくため、住民や各種団体の役割を決める地区別福祉プランを策定し、その推進を図っていきましょう。</p>
<p>大規模災害の発生を想定し、地域みなさんで協力して、一人で避難することが困難な方（要援護者）の支援体制や支援策を構築していきましょう。</p>

【図5】地域社会に期待する機能
(市民調査 問5)



【図6】参加している地域活動
(市民調査 問6)



地域福祉エリアミーティングでの意見から・・・

いろいろな立場の方と意見や情報の交換ができてよかったです。地域で抱える課題については、地区社協や自治会、民生委員児童委員だけでなく、福祉施設やボランティア団体の方などを含め、地域全体で協力して解決していく必要があると思うので、今後も地域福祉エリアミーティングを継続していきたいと思います。

行政等が取り組むこと

(1) 地域コミュニティの活性化を図ります

地域コミュニティの活性化を図る

支え合い、助け合う地域をつくるためには、まず、隣り近所や顔が見える身近な地域でのつきあいを深め、失われつつある地域コミュニティを復活させることが大変重要です。

そこで、地域コミュニティを形成する自治会、老人クラブ、公民館サークルなどの人が地域において中心的な役割を果たせるよう支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
地域コミュニティ活動の推進〔市民活動支援課 等〕
集団回収事業の推進〔資源循環推進課〕
環境美化活動支援制度の推進〔資源循環推進課〕
公民館登録グループ情報の提供〔各公民館〕
総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の推進〔スポーツ振興課〕
学校体育施設開放事業の充実〔スポーツ振興課〕

地域福祉エリアミーティングの開催を支援する

地域を形づくっているのは地域住民だけでなく、社会福祉施設やNPO法人、民間企業など、様々です。

身近な地域（地区社協単位）において、地域住民とこうした各種関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等を行う地域福祉エリアミーティングの開催を支援します。

代表的な事業等〔担当課〕
地域福祉エリアミーティング開催への支援 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

(2) 地域で必要なサービスをつくりだします

地域ニーズに応じた活動の創出を支援する

地域における生活課題等の解決に向け、住民や団体、福祉関係機関等が中心となり、必要な活動やサービスをつくりだすことで、地域課題の早期解決が図れるようになります。

そこで、市内各所において、その地域のニーズに応じた活動が展開されるよう、支援します。

代表的な事業等〔担当課〕
地域ニーズに応じた活動創出への支援 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

ワーカーズコレクティブの設立を支援する

「市民活動をビジネスとして行うことで、事業の計画性・継続性・安定性が高まり、その結果、効率的・効果的に地域課題の解決が図れる」ことから、市民活動を生活者の視点から事業化し、自主管理・自主運営するワーカーズコレクティブを設立することが想定されます。

そこで、地域におけるワーカーズコレクティブの設立を支援します。

代表的な事業等〔担当課〕
ワーカーズコレクティブ設立への支援〔商工振興課〕

(3) 支え合い・助け合い活動を充実させます

地区別福祉プランの策定・推進を支援する

地域が抱える課題の解決には、住民や地区の団体、組織等の関係機関が役割分担をし、計画的に活動を展開することによって、解決に導ける問題といったものがあります。

そこで、支え合い・助け合い活動の充実を図るため、各地区社会福祉協議会の単位において、住民や関係機関等の役割などを規定する地区別福祉プランの策定及び推進が図れるよう、支援します。

代表的な事業等〔担当課〕
地区別福祉プランの策定・推進の支援 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

地域福祉活動を支援する

地域で抱える多種多様な課題を解決するためには、様々な内容の活動が展開される必要があります。

そこで、地域福祉活動の充実化を図るため、活動に対する支援を行います。

代表的な事業等〔担当課〕
提案型協働事業補助金の交付〔市民活動支援課〕

住民参加型在宅福祉サービスの充実を図る

高齢者や障害のある方の在宅生活を支援するため、川越市社会福祉協議会では会員制の相互援助活動である住民参加型在宅福祉サービス（かわごえ友愛センター）事業を行っています。

より多くの会員の参加のもと相互援助活動が発展するよう、川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス（かわごえ友愛センター）の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービスセンター事業への支援 〔福祉推進課〕
川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービスセンター事業の充実 〔川越市社会福祉協議会〕

ファミリー・サポート・センター事業の充実を図る

地域における子育てを支援することは、子育てをしながら働いている方などの福祉の増進につながります。

そこで、会員相互による育児の援助活動を促進するファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
ファミリー・サポート・センター事業の充実 〔保育課・川越市社会福祉協議会〕

(4) もしもに備えた支援策を整備します

地域における防災体制を整備する

地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災などにより、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が非常に重要であると言えます。

そこで、大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。

代表的な事業等〔担当課〕
自主防災組織の結成時補助金および活動補助金の交付〔防災危機管理課〕
地域の防災訓練への支援〔防災危機管理課〕

災害時要援護者の支援体制構築を支援する

高齢者や障害のある方などの災害時要援護者の方々が地域で安心して生活することができるよう、地域の住民や関係機関による災害時要援護者の避難支援体制の構築を支援します。

代表的な事業等〔担当課〕
災害時要援護者避難支援制度の構築と地域における取り組みの促進 〔防災危機管理課〕

基本方針 4 地域のネットワークづくり

～地域全体で支える福祉の実現のために



地域全体で、ともに支え合い、助け合う福祉のまちを実現するため、地域におけるネットワークを構築しましょう。

地域社会には、様々な組織、人材、施設、しくみといった社会資源があります。地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした社会資源がネットワークを構築し、個々の社会資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を生かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高めていく必要があります。

市民一人ひとりが取り組むこと

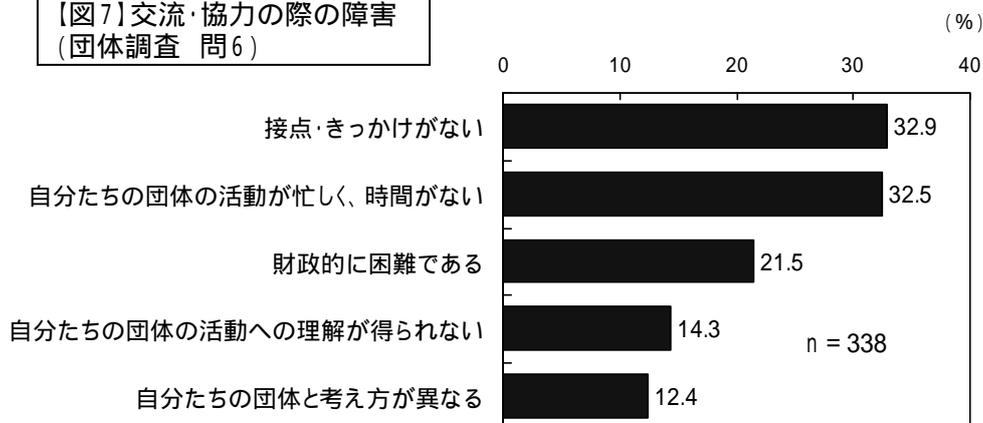
機能的組織への協力

自分の住む地域に、どのような機能的組織（社会福祉事業者やNPO法人など）があり、どのような活動を行っているか、把握しましょう。

地域にある機能的組織の活動に協力し、参加しましょう。

機能的組織のうち特に社会福祉施設のなかには、地域みなさんに施設の一部を開放したり、催し物に地域の方々を招待したり、または地域の行事に参加したりし、「地域と共生できる社会福祉施設」を目指して活動を始めているところもあります。

【図7】交流・協力の際の障害
(団体調査 問6)



地域で協力して取り組むこと

地域組織と機能的組織の協働

地区社会福祉協議会や自治会などの地域組織と地域にある社会福祉施設やNPO法人などの機能的組織との間で、日頃から活動情報の交換を行ったり、意見交換を行う場を設けたりし、交流を図るようにしましょう。

アンケート調査で、地域組織や機能的組織に「他の団体との交流・協力関係を築く際の障害」について聞いたところ、【図7】のように「接点・きっかけがない」、「とくに障害はない」といった回答が非常に多くありました。ぜひ、交流の機会を充実させ、協力関係を築いていきましょう。

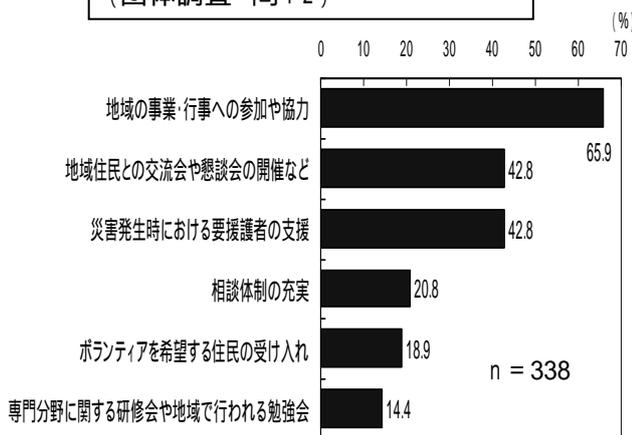
機能的組織は、積極的に地域の活動に参加・協力するようにしましょう。

地域組織、機能的組織とも、「他の団体・組織に協力してほしいこと」や「他の団体・組織に協力できること」を公表し、お互いに連携・協力を努めましょう。

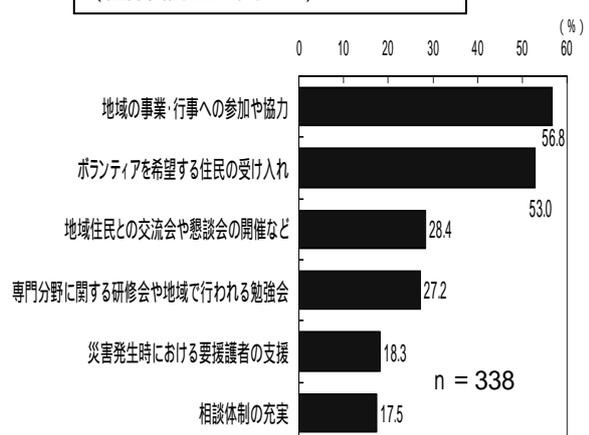
アンケート結果によると、【図8】のように地域組織は機能的組織に様々な面での協力を期待しています。一方、機能的組織は【図9】のように様々な面で地域と連携ができると回答しています。こうした地域組織の期待や機能的組織の意欲をぜひ実行に移していきましょう。

各地区において、地域組織と機能的組織のネットワークを構築しましょう。

【図8】機能的組織に期待する機能
(団体調査 問12)



【図9】地域との連携の可能性
(団体調査 問18)



地域福祉エリアミーティングでの意見から・・・

地域には、自治会の活動だけでは解決できない問題があります。しかし、福祉施設やボランティア団体など、様々な活動やサービスを展開している方々の協力を得ることで解決が図れそうですので、協力体制を組んでいきたいと思ひます。行政には、様々な団体が連携しやすくなるための支援などをしてほしいと思ひます。

行政等が取り組むこと

(1) 活動主体同士の交流促進を図ります

地域組織と機能的組織の交流を促進する

地域には、地区社会福祉協議会や自治会といった地域組織とボランティア団体やNPO法人などといった機能的組織があり、これらがお互いに認め合うことが大変重要です。

そこで、地域組織と機能的組織の交流促進を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
地域組織・機能的組織の活動情報等の相互提供〔福祉推進課〕
地域組織・機能的組織の交流会開催を支援〔福祉推進課〕

(2) 関係機関の連携促進を図ります

活動主体間の連携促進を図る

地域福祉の推進にあたっては、地域の中で様々な活動主体が連携し、効率的・効果的な課題解決を図っていくことが大切です。

そこで、地域組織の活動への機能的組織の参加・協力(その逆もしかり)を推進するため、活動主体間の連携促進を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
課題解決策勉強会の開催〔福祉推進課〕

行政組織の連携促進を図る

公的福祉サービスについては、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉などといった分野ごとに提供していますが、対象者が同一人物である場合などでは、効率的でないこともあります。

そこで、分野を跨いだり、関係する分野が連携したりして公的福祉サービスの提供を行うため、行政組織における横の連携促進を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
行政組織の横の連携の促進〔福祉推進課〕

(3) ネットワークの地盤をつくります

各地区におけるネットワークを構築する

地域福祉の推進にあたっては、地域組織や機能的組織が協働で事業を実施するなど、地域の中で様々な活動主体が協力し合っていくことが重要です。

そこで、地域の活動主体が協力して地域課題の解決にあたることができるよう、各地区におけるネットワークの構築を推進します。

代表的な事業等〔担当課〕
各地区民生委員児童委員協議会への支援〔福祉推進課〕
川越市社会福祉協議会との連携充実〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕
コミュニティソーシャルワーカーの設置 〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

基本方針5 安心して生活できる地域づくり



～地域の中で、その人らしく安心して暮らせるために
誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、
みんなで協力して地域づくりを進めましょう。

市民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活するためには、総合的な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、市民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」が大変重要となっています。

市民一人ひとりが取り組むこと

誰もが地域で安心して暮らせるように

日々、健康で生きがいのある生活を送れるよう、健康づくりや生涯学習に取り組みましょう。

日頃から自分の住む地域の民生委員児童委員や相談窓口を把握しておき、困りごとに遭遇したり身の周りに困っていそうな人がいたりする場合には、問題が大きくなる前にすぐに相談しましょう。

福祉サービスを利用する必要がある場合には、市や川越市社会福祉協議会の窓口相談したり、情報収集をしたりし、適切なサービスを利用するようにしましょう。

認知症などにより十分な判断や意思表示ができない場合については、ご本人が損害を受けないよう、権利を守る制度があります。

障害のある方や高齢者に対する理解を深め、身近に困っている方がいる場合には、そっと手を差し伸べましょう。

地域で協力して取り組むこと

公的支援への橋渡し

<p>身近な地域で健康体操や健康相談を実施し、地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょう。</p>
<p>地域住民が生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習に関する情報を広めましょう。また、必要に応じて、地域で学習の機会を設けましょう。</p>
<p>地域住民が困ったときにすぐに相談できるよう、民生委員児童委員や相談窓口に関する情報をお知らせしましょう。</p>
<p>民生委員児童委員が相談を受けたことを抱え込まないよう、地域の関係団体が協力して対応しましょう。</p>
<p>地域で抱える課題のうち、地域で対応できない問題については、すぐに市や川越市社会福祉協議会につなぐとともに、市、川越市社会福祉協議会や関係機関と協力し、改善を図っていきましょう。</p>
<p>障害のある方や高齢者が地域の中で孤立することがないように、地域住民の理解を深めるとともに、地域みんなで支え合っていきましょう。</p>

地域福祉エリアミーティングでの意見から・・・

住み慣れたまちで暮らし続けたいと思っていますが、生活していくなかで福祉サービスが必要になったときに、どのようなサービスがあって、どこに相談すればいいかが分かりません。自分が利用できるサービスを選んだり、それを受けるための手続きをしたりすることについて、すごく不安がありますので、市や社協が支援してくれると助かります。また、身近な地域に、相談できる場所や人があるといいなと思います。

行政等が取り組むこと

(1) 安心生活に必要なサービスを確保します

各福祉分野においてサービス量を確保する

誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるためには、総合的な支援が必要で、地域では担い切れない部分については、市が責任を持って対応していく必要があります。

そこで、各福祉分野の計画に基づき、必要なサービス量の確保に努めます。

代表的な事業等〔担当課〕
障害者計画・障害福祉計画の推進〔障害者福祉課〕
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進 〔高齢者いきがい課・介護保険課〕
次世代育成支援対策行動計画の推進〔子育て支援課〕

健康づくりを促進する

生涯にわたり、住み慣れた地域で健康な生活を送れるよう、一人ひとりの健康づくりをみんなで支えていく必要があります。

「自分の健康は自分でつくる」という自助の考え方を基本にしながら、地域ぐるみの健康体操などの健康づくりへの取り組みを促進します。

代表的な事業等〔担当課〕
川越みんなの健康プランの推進〔健康づくり支援課〕

生涯学習の充実を図る

地域で生きがいをもって生活を送れるよう、生涯の各時期に応じた学習や世代を超えて学ぶ機会をつくるのが大切です。

そこで、福祉講座をはじめ、市民の学習ニーズに応じた生涯学習の充実を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
生涯学習基本計画の推進〔文化振興課〕

(2) 地域で誰もが気軽に相談できる体制を整備します

市の相談支援体制を整備する

福祉課題の多様化などにより、市民がどこに相談すべきか分からないような問題があります。また、福祉分野の各相談窓口が個別に対応しているため、相互連携が十分に図れていないという課題があります。

そこで、福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき、適切な対応が提供できるよう、市の相談支援体制の整備を進めます。

代表的な事業等〔担当課〕

福祉分野の一次相談窓口の設置〔福祉部・川越市社会福祉協議会〕

地域における相談支援体制を整備する

市民が困りごとを抱えたときに、身近な地域に相談窓口があれば、問題が大きくなる前に気軽に相談することが可能となります。

そこで、市民にとって身近な地域における相談支援体制の整備を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕

民生委員児童委員や福祉相談支援機能(障害者相談支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センターなど)の活用による地域の相談支援体制の整備〔福祉推進課〕
--

(3) 安心生活を支えるシステムを整備します

福祉サービス利用者の権利擁護を推進する

福祉サービスの措置制度から契約制度への移行により、サービスの選択や利用が適切にできない方も出てきています。

そこで、福祉サービスを必要とする方が自ら適切なサービスを選択し、安心して利用することができるよう、福祉サービス利用者の権利を守るしくみの整備を推進します。

代表的な事業等〔担当課〕

苦情解決体制の充実〔福祉推進課〕

成年後見等制度利用支援事業の推進〔障害者福祉課・高齢者いきがい課〕

地域福祉サポートシステムを構築する

地域で抱える課題のうち、地域の住民や組織だけでは解決困難な事案については、市や川越市社会福祉協議会が地域と協力して改善を図っていく必要があります。

そこで、こうした対応を図れるよう、地区と市及び川越市社会福祉協議会を結ぶしくみ（地域福祉サポートシステム）の構築を図ります。

代表的な事業等〔担当課〕
地域福祉サポートシステムの構築〔福祉推進課・川越市社会福祉協議会〕

（４）誰もが安心して暮らせるまちをつくります

バリアフリーのまちづくりを推進する

すべての人にとって暮らしやすいまちを実現するためには、生活を支える都市基盤等の整備が欠かせません。

そこで、多くの市民が利用する公共施設や公園、道路等のバリアフリー化を推進します。

代表的な事業等〔担当課〕
バリアフリーのまちづくりの推進 〔都市整備課・公園整備課・道路建設課 等〕

障害のある人や高齢者に対する理解促進を図る

すべての人が暮らしやすいまちを実現するためには、障害のある人や高齢者に対する理解も欠かせません。

そこで、住民同士の相互理解（心のバリアフリー）を進め、誰もが社会参加できる環境を整えます。

代表的な事業等〔担当課〕
障害者週間記念事業の充実〔障害者福祉課〕
精神保健に関する正しい知識の普及・啓発〔保健予防課〕
人権教育の推進〔地域教育支援課〕